（前のページより続き）
○平成二十五年国土交通省告示第三百三十九号の一部を改正する件（同二九三）　四三
○平成二十九年国土交通省告示第二百九十四号の一部を改正する件（同二九四）　四六
○令和五年国土交通省告示第二百九十号の一部を改正する件（同二九五）　四八
○令和五年国土交通省告示第二百九十一号の一部を改正する件（同二九六）　四九
○令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部を改正する件（同二九七）　四九
○令和五年国土交通省告示第二百九十三号の一部を改正する件（同二九八）　四九
○流通業務の省力化に特に資するものとして国土交通大臣が定める基準（同二九九）　四一〇
○租税特別措置法第十五条第一項及び第四十八条第一項の規定の適用を受ける倉庫用の建物及びその附属設備並びに構築物を指定する件の一部を改正する告示（同三〇〇）　四一〇
○租税特別措置法第十五条第一項及び第四十八条第一項の規定の適用を受ける地区を指定する件の一部を改正する告示（同三〇一）　四一一
○租税特別措置法施行令第四十三条第三項の特定国際船舶を指定する告示の一部を改正する告示（同三〇二）　四一二
○海上運送法施行規則に規定する船舶の燃料として使用する場合に二酸化炭素の排出の抑制に資する物質を定める告示（同三〇三）　四一三
○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して子育て対応改修工事等の内容に応じて定める金額を定める件（同三〇四）　四一三
○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める子育てに係る特例対象個人の負担を軽減するための増築、改築、修繕又は模様替を定める件（同三〇五）　四一四
○昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する件（同三〇六）　四一五
○平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を改正する件（同三〇七）　四一七
○平成十九年国土交通省告示第四百七号の一部を改正する件（同三〇八）　四一八
○平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号の一部を改正する件（同三〇九）　四一八
○平成二十一年国土交通省告示第八百三十三号の一部を改正する件（同三一〇）　四二〇
○平成二十四年国土交通省告示第千三百八十三号の一部を改正する件（同三一一）　四二四
○平成二十八年国土交通省告示第五百八十五号の一部を改正する件（同三一二）　四二五
○平成二十九年国土交通省告示第二百七十九号の一部を改正する件（同三一三）　四二七
○令和四年国土交通省告示第四百五十五号の一部を改正する件（同三一四）　四二七
○平成十八年国土交通省告示第四百六十六号の一部を改正する件（同三一五）　四二六
○平成二十年国土交通省告示第五百十六号の一部を改正する件（同三一六）　四二六
○平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号の一部を改正する件（同三一七）　四二七
○平成二十三年国土交通省告示第千二百九十二号の一部を改正する件（同三一八）　四二三
○平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号の一部を改正する件（同三一九）　四二八
○平成二十四年国土交通省告示第三百九十号の全部を改正する件（同三二〇）　四二八
○平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号の一部を改正する件（同三二一）　四二一
○平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の一部を改正する件（同三二二）　四二〇
○平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号の全部を改正する件（同三二三）　四二一
○平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号の一部を改正する件（同三二四）　四二四
○平成二十六年国土交通省告示第四百十七号の一部を改正する件（同三二五）　五〇二
○平成二十六年国土交通省告示第四百三十号の一部を改正する件（同三二六）　五〇六
○平成二十六年国土交通省告示第四百三十一号の一部を改正する件（同三二七）　五〇六
○平成十七年国土交通省告示第三百八十五号の一部を改正する件（同三二八）　四二四
○令和四年国土交通省告示第四百二十二号の一部を改正する件（同三二九）　五一三
○平成二十六年国土交通省告示第四百三十八号の一部を改正する件（同三三〇）　五一三
○平成二十六年国土交通省告示第四百三十九号の一部を改正する件（同三三一）　五一三
○令和三年国土交通省告示第三百十七号の一部を改正する件（同三三二）　五一三